

# はかりの定期検査のための 事前調査を行っています

盛岡市では、はかりの定期検査を行っています。この定期検査は、計量法に基づいて、業務上使用しているはかりを検査し、適正な計量を確保するために行うものです。

定期検査は今年の9月以降に予定しており、今回は、その準備のため、皆さんが、使用しているはかりの事前調査を行っています。

この調査は、盛岡市が一般社団法人 計量計測技術センターに委託して行っています。皆さんの御協力をよろしくお願ひします。

## 検査を受けなければならぬはかりは？

業務上、取引・証明行為に使用しているものです。具体的には…

- ・ 商店、市場、スーパーマーケットなどで計り売りするために使用しているはかり
- ・ 病院、学校などで、体重を健康診断書などに記入し、第三者に示すために使用しているはかり
- ・ 薬局で、調剤のために使用しているはかり
- ・ 運送業や倉庫業、資源リサイクル業などで使用しているはかり
- ・ その他、詳しくは、下記までお問い合わせください

## 検査の手順は？

- ① 検査の対象となるはかりを使用している方に、検査日程などが書かれたはがきが、9月以降、順次送られます。また、市ホームページでもお知らせします。
  - ② 指定された検査会場にはかりを持ち込み、検査を受けます。検査の手数料ははかりにより異なります。
- ※ はかりを会場まで持ち込めないなど定期検査を受けることができない方は、**定期検査の実施期日前まで**に、計量士による代検査を受ける必要があります。  
詳しくは下記までお問い合わせください。

### 定期検査を受けない場合の罰則

計量法第173条により、50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

### ■ワンポイントアドバイス■

業務用のはかりには次のマークがついています。このマークがついていないはかり（家庭用計量器）は、取引・証明行為に使用できません。



検定証印



基準適合証印



家庭用計量器

### ●お問い合わせ先●

#### ■一般社団法人 計量計測技術センター

盛岡市流通センター北1-8-10

電話019-639-0909 FAX019-639-0910

電子メール [info@kryo.jp](mailto:info@kryo.jp)

#### ■盛岡市消費生活センター

盛岡市内丸3-46 (内丸分庁舎4階)

電話019-604-3301 FAX019-624-4123

電子メール [shohi@city.morioka.iwate.jp](mailto:shohi@city.morioka.iwate.jp)